

「片親疎外」事例に対するネット書き込みの分析

青 木 聡

1 問題

離婚後の単独親権制度を採用している日本において、高葛藤の離婚紛争で起きる「片親疎外」が深刻な問題となっている¹⁾。NPO法人Winkが2007年に行った調査（有効回答者328名）によると、離婚後に子どもと別居親の面会交流を「定期的に行っている」と回答した同居親の割合は、わずか12%であった（NPO法人Wink、2008、p159）。こうした状況下で、別居親が家庭裁判所に子どもとの面会交流を申し立てる紛争が急増しており、平成11年度から平成20年度の10年間で面会交流紛争の新受件数（審判+調停）は3倍以上になっている（図1参照：法務省、2011a、p115）。しかし、面会交流紛争の終局結果を見ると、調停成立は53.1%（平成21年度）でしかない（法務省、2011a、p124）。

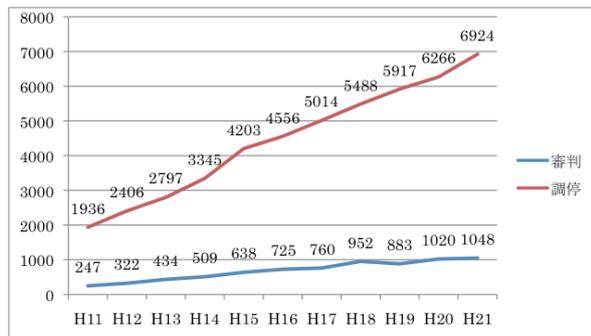


図1 面会交流紛争の新受件数

これらの数字は離婚後の面会交流の難しさを示しているが、このような問題が起きている理由のひとつとして、離婚後の子どもの監護について定めた民法第766条および第819条に、子どもと別居親の面会交流の必要性について明記されていなかったことが挙げられる。従来は、法制度の不備により、同居親が離婚時の憤怒を横に置いて自主的に協力しなければ、面会交流の実施は事実上不可能だったのである。

一方、欧米諸国では、1989年に第44回国連総会

で採択された『児童の権利条約』（外務省、1994）の批准と前後して、離婚後の共同養育制度が整備された。同条約には「児童が定期的に父母のいずれとも人的な関係及び直接の接触を維持する権利」を持つこと（親子不分離の原則：第9条第3項）や「児童の養育及び発達について父母が共同の責任を有する」こと（共同親責任の原則：第18条第1項）が謳われている。日本も同条約を1994年に締結しているため、「児童の最善の利益」を中心に据える同条約の規範を受け入れ、国際法上の義務として履行する約束を結んでいることになる。

ところが、日本では法整備が遅々として進まず、面会交流の実施を同居親の善意に負託したまま「片親疎外」の問題が放置されてきた。この不作為により面会交流紛争の解決が困難を極めていたが、条約批准から17年かかって、ようやく2011年に『民法等の一部を改正する法律（平成23年法第61号）』（法務省、2011b）が成立し、離婚時に面会交流と養育費について取り決めることになった²⁾。

ただし残念ながら、国際標準レベルの面会交流が速やかに定着するとは考えにくい。日本は先進諸国の中で唯一、離婚後の単独親権制度をいまだに固持しており、文化的・社会的土壌が根本的に異なっているからである。次の障壁は「片親疎外」に対する世間の捉え方であろう。日本では、長いこと離婚後の単独親権制度を採用してきた弊害として、「離婚後は“ひとり親”で子どもを育てていくものだ」というイメージが世間にすっかり定着していないだろうか？ 法改正が実現したこの機会に、「片親疎外」に対する世論についても検討し、離婚後の単独親権制度のもとでの面会交流の支援のポイントを考察する必要があると思われる。

そこで本研究では、ネット版読売新聞の掲示板（発言小町）に掲載された「片親疎外」事例に対する一連の書き込みを取り上げ、その内容を分析する。この一連の書き込みは、離婚後に別居親と引き離された子どもの立場から「離婚の本当の理由が分かりました…」と題したトピックが立てられたことに始まる。その後、

トピックに対するレスポンスとしてさまざまな意見の書き込みが続き、掲示板のアクセス数ランキングとレスポンス数の両方で数日間にわたって一位となったほど議論が白熱した。この掲示板は誰でも自由に書き込めるため、一連の書き込みは「片親疎外」に対する世間の捉え方を検討する上で貴重な資料といえる。

II 方法

(1) 分析データ

本研究は、ネット版読売新聞の掲示板（発言小町）に掲載された「片親疎外」事例に対する一連の書き込み（全321書き込み）を分析データとした（発言小町の書き込み、2011）。トピ主（トピックを立ち上げた人）の書き込み1回目の全文を表1に示した。トピ主の書き込みの内容は、Warshak（2003）が指摘する「片親疎外」の中核的3要素をすべて含んでおり、明らかに「片親疎外」事例であると認定できる³⁾。

表1 トピ主の書き込み1回目の全文

こんにちは。今年成人式を迎えた女子大生の Miki と言います。両親は私が12歳の時離婚し、私は母と兄の3人暮らしです。近くに母方の祖父母もいて、今まで何不自由なく暮らしてきました。私は小さな頃父親が大好きで、両親が離婚したとき、父と離れるのがとても悲しかったことを覚えています。当時、母からは「パパが外に女性を作って私たちを追い出した」と聞いていて、大好きだったぶん、本当に悲しく苦しく、一生父を恨む気持ちでした。今年成人式を迎え、やっと少し気持ちも落ち着いていたのですが、先日、離れていた父方の従姉妹と偶然会い、父方の祖母のことや父の近況を聞きました（離婚してからというもの、父や親戚から1度も連絡がなかったのです）。そこで、実は離婚の原因が母の出会い系サイトでの浮気であり、父は何も悪くなかった、父は離婚してから何度も私たちに連絡を取ろうとしたけれど、母が（離婚理由が自分のせいであると判ったら困るから？）絶対に連絡させなかった（ちなみに手紙は廃棄、電話も着信拒否していたみたいです）、祖母が亡くなったときも連絡したけど無視され、法事の時に父が Miki もやっと20歳になり養育費の支払いが終わったけど元気にしてるかなと心配していたという話を聞き、愕然としました。どうして？ どうして、あんなに大好きだった父を憎むように仕向けたのか？ 自分のしたことを棚に上げ、離婚理由がすべて父にあるというような話をしたのか？ 養育費も父から貰っているなんて、1度も聞いたことはありませんでした。今まで、父を恨んでいたぶん、母に対する不信感や憎しみでいっぱいです。これから私はどういう態度をとればいいのでしょうか？ 父に連絡してもいいのでしょうか？ どなたかご意見をいただければ……と思います。よろしく願いいたします。（ネット版読売新聞 発言小町 2011.2.22）

この1回目の書き込みの後、トピ主はレスポンスに応える形で書き込みを続け、そのやりとりの経過中に母方の叔母に会い、兄や母方の祖父にも話を聞いて、離婚の経緯を教えてもらっている。トピ主の書き込みでは、間違いなく母親の浮気によって父親が申し立てた離婚であったこと、養育費や学費は父親がきちんと払い母方の祖父が管理していたこと、父親が再婚していること、母親がブランド品を身につけるおしゃれな人であまり家庭的ではなかったこと（家事は基本的に母方の祖母のお世話になっていたこと）、おしゃれで家庭的ではない母親がトピ主にとっては自慢でもあり不満でもあったこと、嘘をついた母親に対する気持ちの整理がつかないこと、などが綴られている。

最後に、トピ主は「今、父にメールを打っています。書いては消しの繰り返しで、送れるかどうか分かりませんが、どうかうまく気持ちが伝わりますように……また父と会えたらご報告させてください」と書き込んでトピックを閉じている。その後、2011年10月現在、トピ主から事後報告はない。

(2) 分析方法

まず、同一人物による複数回書き込みを特定するため、トピ主の1回目の書き込み（表1）に続いて掲載された320レスポンスのユーザーIDの重複を確認した。その結果、トピ主本人の書き込み（20回）と同一人物による複数回書き込み（48名が複数回書き込んでいた）が特定され、書き込んだ人数はトピ主+227名=計228名であることが割り出された。なお、別人を装って複数回書き込んでいる人はいなかった。

次に、各レスポンスに書き込み者のID番号（1～228）を付与した後、300レスポンス（全320レスポンスからトピ主の書き込み20回分を除外した）を書き込み内容の趣意ごとにカード化した。複数の趣意を含んでいたいくつかの書き込みは、趣意で分割してカード化した。そのため、カードの総数は352となった。この352カードをKJ法に基づいて整理した。

III 結果

分析の結果、レスポンスの内容は、7の大カテゴリと21の小カテゴリに分類された（表2）。以下、各カテゴリについてカード例を挙げていく。なお、カード例は内容の一部を読みやすいように要約して記載した。

表2 レスポンス内容の分析結果

大カテゴリー	カード数 (%)	小カテゴリー	カード数 (%)
父親の味方	109 (31.0%)	母親は許せない	53 (15.1%)
		父親に会ってほしい	44 (12.5%)
		父親の養育費に感謝を	10 (2.8%)
		父親に手紙を	2 (0.6%)
母親の味方	71 (20.2%)	育てた母親に感謝を	39 (11.1%)
		父親への批判的疑問	22 (6.3%)
		まず母親と話を	8 (2.3%)
		その他 (トピ主責め)	2 (0.6%)
自分語り	56 (15.9%)	面会交流なし	12 (3.4%)
		面会交流あり	9 (2.6%)
		父親の味方	12 (3.4%)
		母親の味方	3 (0.9%)
		親の離婚で傷ついた	7 (2.0%)
		離婚にひとつの真実はない	4 (1.1%)
		離婚の話	7 (2.0%)
		トピ主への応援	2 (0.6%)
トピ主への応援	45 (12.8%)	ゆっくり考えて	18 (5.1%)
		励まし/ねぎらい	17 (4.8%)
		自分で判断を	10 (2.8%)
父親と母親の両方大切	28 (8.0%)	両親とよい関係を	25 (7.1%)
		父親が養育費を支払い、母親が育てた	3 (0.9%)
書き込みについての反論	25 (7.1%)		
真実を知ることが大切	18 (5.1%)		

全カード = 352、%は小数点以下第2位を四捨五入

大カテゴリー【父親の味方】(109カード)は、小カテゴリー<母親は許せない><父親に会ってほしい><父親の養育費に感謝を><父親に手紙を>で構成された。これらのカテゴリーに含まれたレスポンスは、全面的に父親の味方をしており、母親に対する何らかの批判的な内容を含んでいる。

<母親は許せない>(53カード)は、痛烈な母親批判である。カード例:「人間として問題がある母親とは絶縁をされた方がよろしいかと思います。決して許すべきではありません」「母を恨んでもいいし、軽蔑してもいい。あなたから父を、父からあなたを奪った行為は、絶対に間違っています。許す必要などあり

ません」「お母様は離婚の腹いせにあなたとお父様との連絡手段をことごとく断ち切り、『父親が浮気した』という嘘でトピ主さんを苦しめ、父親を憎ませたのですね。最低です。許せません」など。

<父親に会ってほしい>(44カード)は、父親に会うことを勧めている。カード例:「大至急、お父さんに連絡してあげてください。お父さんはずっと待っています。急いで!」「私ならですけど…やっぱり父親に会いたいです。喜んでくれると思うけどな」「早くお父さんに会うことです。早急に連絡してあげてください。初老のお父さんに残された時間はそれほど長くはないのですよ」など。

<父親の養育費に感謝を>(10カード)は、父親の養育費がトピ主の生活を支えてきたという事実を指摘し、感謝することを勧めている。カード例:「トピ主が何不自由なく暮らせたのは、会えなくても養育費を支払い続けた立派な父親のおかげ」「お父様の金銭的援助で成り立ってきた生活だった」「お父様はキッチンと養育費を払って自分の責任を果たしていたのですから、あなたの生活を支えてくれたお父様に感謝することは大事です」など。

<父親に手紙を>(2カード)は、父親に手紙を出すことを勧めている。カード例:「お父さんに会うことに戸惑いや抵抗があるのでしたら、お手紙はどうでしょう? 従姉妹さんを通して渡してもらったら?」など。

大カテゴリー【母親の味方】(71カード)は、小カテゴリー<育てた母親に感謝を><父親への批判的疑問><まず母親と話を><その他(トピ主責め)>で構成された。これらのカテゴリーに含まれたレスポンスは、全面的に母親の味方をしている。

<育てた母親に感謝を>(39カード)は、母親の子育ての大変さを述べて母親に感謝すべきと指摘している。カード例:「8年間母に育てられたことは事実ですよ? 朝起こし、貴方を学校に送り出し、食事を用意し、宿題を見てやり、学校懇談会などPTAの仕事をごなし……当たり前のことだと思いますか? お母さんには子育てしてもらったことを感謝してほしいです」「お母さんが嘘をついていたとしても、今まで子供二人を育ててくれたんだから、感謝して許してあげてほしいな」「お母様は一生懸命トピ主さんをお育てになったのだと思います。再婚をせずにきちんと育てあげ、だから無事に成人式まで迎えることができたんです」など。

<父親への批判的疑問> (22カード) は、父親にも何らかの問題があったのではないかと批判的に指摘している。カード例：「そんなに素晴らしい父親とは思えません。連絡がつかないことを理由に一度も会いに来なかったんでしょう？」「出会い系に逃げ場を求めなくなるほど、お母様は結婚生活に疲れていたのかもしれませんが。お父様がそのようにさせてしまったのかもしれませんが」「もしも、あなたのお母さんに非があった場合、養育費は支払う義務はないはずです。もしかしたら、お父さんが親戚に本当のことを言えなくて嘘をついているかもしれないかな~と思ったのでした」(著者注:実際は養育費は子どもの権利である)「大人なら、よく考えてください。どうして出会い系ネットで浮気をした母が、子どもを引き取ることが出来たのか。父親がちゃんと頑張れば、母親が親権を得ることなんてできません。養育費を払ってしてくれたとしても何か裏があると思いませんか？」など。

<まず母親と話を> (8カード) は、まず母親と話をしてみることを勧めている。カード例：「一度、お母様にいろんな感情をぶつけたっていいと思います。わだかまりがないように、後悔しないように、気持ちを整理するために必要な作業です。なぜ？ どうして？ そう思うことがあれば我慢せず聞いた方がいい」「従姉妹に会って話を聞いたこと、本当のことを教えてほしいことを冷静にお母さんに話してみたらどうですか」「なぜ二人は離婚したのか、なぜ母はそう言ったのか、思いやりを忘れず直接真相を追及してください」など。

<その他(トピ主責め)> (2カード) は、母親の味方をしているが、上記の小カテゴリーに当てはまらなかった2つのレスポンスである。いずれもトピ主に矛先を向けており、トピ主責めといってもよい。「お母さんも育て方間違えましたね。これが片親で何不自由なく育ててもらった実の娘の言うことですか??」「大好きなお父さんが不倫して自分を捨てたことがトラウマなトピ主さん。父方の従姉妹と叔母の話も藁をもすがる気持ちで信じ込んで、母の不貞行為の証拠を必死で見つけている印象です。大好きな父は、今は新しい女性と再婚されている。それが現実ですよ」。

大カテゴリー【自分語り】(56カード) は、<面会交流なし><面会交流あり><父親の味方><母親の味方><親の離婚で傷ついた><離婚にひとつの真実はない><離婚の話><トピ主への応援>で構成され

た。これらは離婚にまつわる自分の経験を語っているカテゴリーである。

<面会交流なし> (12カード) は、離婚後に自分の子どもと面会交流させてもらえない別居親の立場が8件、別居親と面会交流していない子どもの立場が2件、面会交流していない友人(親が離婚)の話が1件、子どもと面会交流させてもらえない夫を持つ後妻の立場が1件であった。カード例：「私の相手も前妻の浮気で離婚しています。トピ主さんと同じくらいの娘が二人います。あちらからはお金の無心はありましたが、娘たちにはずーっと会っていません。会わせてもらえない理由は『子どもたちに本当のことを知られたくないから』です」「浮気するような女からなんとか子どもを守りたいと裁判で争いました。しかし親権は母親に。しかも子どもを混乱させるからという理由で、親権の仮処分以降、子どもに会わせてもらえません」「私の娘は現在中学生で、いまも面会させてもらえません。私が仕事で忙しいことを理由に、浮気して出て行ったのに、養育費ほしさに裁判を起こして娘を連れて出て行った元妻。新しい妻はシングルパパだった私を見かねて、娘の養育を手伝ってくれていました。それでも司法は継母ではなく育児放棄した実母の味方でした」「親が離婚して12年、いまだに父とは会っていません。会いたいとも思っていない」など。

<面会交流あり> (9カード) は、面会交流させている同居親の立場が5件、面会交流している子どもの立場が3件、面会交流している別居親の立場が1件であった。カード例：「私は元夫の不倫で離婚しましたシングルマザーです。養育費はいただいており、娘と元夫は面会もしております。世間では離婚理由は親子関係には関係ないという意見が一般的で、私もそう思っています。でも、頭で理解してるのと感情が受け入れてくれるのは違う。最初は嫌で嫌で仕方なかったです」「私もトピ主のお父さんのような立場でした。私は慰謝料を請求する立場にありましたが、それは子どもたちも苦しめる結果になると思い放棄しました。養育費を払い、面会交流は自由にしています」「父は、私が母と連絡を取っていることをよく思っていないようなので、会っていることを黙っていますが、どちらとも交流しています。母の再婚相手は、私にとっては他人ですが、大人としてお互いうまく接しています」など。

<父親の味方> (12カード) は、大カテゴリーにも存在するため、そちらの大カテゴリーに含めることもできたが、自分の経験を語ることを通して父親の味

方をしているカードは【自分語り】に含め、あえて同じ小カテゴリー名にした。カード例：「私の叔父が同じような状況で離婚しました。離婚後、子どもの写真を見ては泣いていたそうです。男性だって離婚はつらいんだと思います。子育てのつらさや大変さを味わいたいんだと思います。そして成長の喜びも。叔父は離婚後、病気で36歳で亡くなりました」「私も10年前に離婚しました。離婚理由は妻の浮気でした。でも、それは離婚後に知ったことですけどね。それはもう離婚のときは些細なことで私をすごく責めましたよ。女性、特に浮気をするような人は自分が一番かわいいんですよ。だから自分に不利なことや、自分の非は絶対認めません」など。

<母親の味方> (3カード) も、大カテゴリーに存在するため、そちらの大カテゴリーに含めることもできたが、自分の経験を語ることを通して母親の味方をしているカードは【自分語り】に含め、あえて同じ小カテゴリー名にした。カード例：「シングルマザーでトピ主さんと同年代の娘が二人おります。実家から援助があつて養育費をもらっても、ひとりで子どもを育てることは大変だと思います。何のかんの言つて、お父様はあなたを見放したのですよ。本当に会いたければどうやってでも手段はあります。でもお父様はそれをせず、独身の自由を謳歌されています」「私が離婚したとき、元夫側の人たちは私が鬱になって仕方なく家に帰したとか言つてたみたいです。お父さんが都合のいいことや、適当にごまかして自分にいいように言つてる可能性があります」など。

<親の離婚で傷ついた> (7カード) は、親の離婚で傷ついた話である。カード例：「私の両親も私が小学生の頃に離婚し、大人になってその理由も聞きました。あの頃は幼すぎて父や母の再婚の話を知ると、自分の存在を否定されているようで傷つきました」「私の両親も父の浮気で私が1歳のときに離婚して小学校入学後に母が再婚。再婚後の生活はつらかったですよ。新しい父のお陰で生活は何不自由なかったですが…お金の問題じゃないんですよ、結局。実父ではないので(実父と会えなかった)、心は満たされなかったです」「私も12歳の頃は両親の不仲でとても悩みました。それを経て私が学んだことは、『夫婦の間のことは子どもがどんなに心を砕き悩んでも何の役にも立たない』ということです」など。

<離婚にひとつの真実はない> (4カード) は、両親の言い分は常に違い、離婚にひとつの真実はないことを指摘している。カード例：「両親が離婚し、両方

から理由や原因を聞いたことがある者です。驚くほど言い分が違いました。やはりそれぞれ自分を正当化しようとしている部分もあるだろうし、隠していることだってあります」「うちも離婚理由については、2人とも言うことが食い違います。自分に不利なことは絶対に口を割りません。よほど子どもから嫌われたくないのだと思います」など。

<離婚の話> (7カード) は、トピ主の書き込みに触発された離婚にまつわる自分語りである。カード例：「現在私の姉が離婚の話を進めています。姉が不倫をして不倫相手の奥様にばれてしまい、義兄にも奥さまから連絡があり不倫が明るみになりました。両親も姉も甥と姪には姉の不倫のことは一生話さないつもりです。私もそうです。しかしトピ主さんの気持ちを知り本当にこれが正しいのかと思ひだしました。私は姉が義兄を悪者にしようとしたら、全力で止めて姪と甥の優しいお父さん像を絶対守りたいです」「実は私の妻は今、不倫の最中です。証拠も揃っています。それでも離婚には踏み切れないのです。愛情はもうとっくにありません。子どもがかわいそう、ただそれだけです。偽りの家族でも良いから子どもに辛い思いはさせたくない」など。

<トピ主への応援> (2カード) は、大カテゴリーに存在するため、そちらの大カテゴリーに含めることもできたが、自分の経験を語ることを通してトピ主を応援しているカードは【自分語り】に含め、あえて同じ小カテゴリー名にした。カード例：「私も母親の裏切りによる離婚家庭で育ちました。私の場合、私が中2のとき、母親が駆け落ちし、父親と生活していましたが、父親もさびしさから再婚し、私はその継母からイジメを受け、私は家出をして母親のもとしか行くところはなく……。でも今は自分の人生に納得できてます。時間がたつとゆっくりと、すべてを含めて『自分の人生』と何となく納得しちゃうんです。今はつらいけど、このつらさは絶対にあなたの力となり、糧となります。あなたのこれからを、心から応援しているオバチャンが、ここにも一人いることを心の片隅に置いていただければ、ありがたいです」「母は不倫相手とできちゃった再婚をして、さらに亡くなる前に『私がどの男性との子供か分からない』という置き土産をしてなくなりました。しばらく苦しくて自問自答の日々を過ごすことになると思います。でもずっとではなく落ち着くときが必ず来ますよ」。

大カテゴリー【トピ主への応援】(45カード) は、

<ゆっくり考えて><励まし／ねぎらい><自分で判断を>で構成された。トピ主を応援しているレスポンスがこのカテゴリーに含まれた。

<ゆっくり考えて> (18 カード) は、急いで結論を出す必要はないことを説き、ゆっくり考えることを勧めている。カード例：「トピ主さんはまだ学生とのことなので、急いでこの件について結論を出す必要はないと思います。この先、社会に出て働くようになれば、親との関係性は変わっていきます。『保護者対被保護者』から対等な『大人同士』になったとき、これまで気づかなかった『一人の大人として』の親のいい部分やダメな部分が見えてくるようになります。今は不潔に感じる母親のことを、10年20年後には『しょうがない人だな』と余裕の笑みで見守れるようになるかもしれないし、父親に対しても同じ大人として遠慮することなどなく大手を振って会える心境になるかもしれません」「白黒つけないでくださいね。社会経験や恋愛経験を通して、他人の立場や考え等が理解できるようになっていくものです。ご自分のこれからの人生経験につれ、いろいろな真実が発見、理解できますよ。どうかあせらないで」など。

<励まし／ねぎらい> (17 カード) は、トピ主を励ましたり、ねぎらったりするレスポンスである。カード例：「衝撃の事実を聞かされてトピ主さんは大変苦しい思いで生活されているのではないかと痛めています。トピ主さん、まずはいったん頭をからっぽにするために、友達と一緒に遊んだり、ゆっくりお風呂に浸かったりしてリラックスしてほしいです。でないと潰れちゃうよ」「二十歳の人の文章、とても感心して読ませていただきました。受け入れるには、まだ成人したばかりで、感情的に理解できない面もあるでしょうが、文章を読ませていただいた限り、未来は明るく感じられます。自分の気持ちを整理しながら、自分の生きる道を探してください」など。

<自分で判断を> (10 カード) は、他人の意見に左右されずに自分で判断することを勧めている。カード例：「自分が直接聞いたもの感じたもので真実を組み立ててみてください。そしてそれを受け入れた上で、あなた自身がどうしていくかを考えるしかありません。答えはあなたの中にしかないのですから。どうすればいいかではなく、あなたがどうしたいかです」「自分で判断して、自分で行動しましょうよ。特に父親に連絡していいですか？って、あなたのことですよ～？他人に聞いてどうするんですか？」など。

大カテゴリー【父親と母親の両方大切】(28 カード) は、<両親とよい関係を><父親が養育費を支払い、母親が育てた>で構成された。父親と母親の両方を大切にすることを勧めるカテゴリーである。

<両親とよい関係を> (25 カード) は、両方の親を大切にすることを勧めている。カード例：「子どもたちにとって『どちらも大切な親』です。お母さんもお父さんもどちらも好きでいてほしいです」「ずっとあなたのことを気にかけてくれたお父さんと、絶対にあなたを手放さないでずっと育ててくれたお母さんの両方が、あなたのことを大切に大事に思っていたこと、愛してくれていたことを胸に、これから生きていけばいいんじゃないかな。そうして、お父さんのこともお母さんのことも、いとおしく愛せる日が来たらいいんじゃないかな」など。

<父親が養育費を支払い、母親が育てた> (3 カード) は、父親が養育費を支払い、母親が育てたことを指摘し、両親に感謝することを勧めている。カード例：「会えもしないのに、払い続けてきた養育費。お父さんあなたのこととても大事に思ってたのね。今まで、お父さんのこと悪く言ってきたけれど、不自由なく生活させてくれたお母さん。みんな大切な人ではないですか？」「お母様はあなたとお兄様を育てあげた。お父様は養育費をきちんと送り続けた。夫婦であったときはいろいろあって別れましたが、離婚した後もやはり協力してトピ主さんたち兄妹を育ててくれたんです。ご両親はずっとトピ主さんを愛してくれた、これが一番大事なことだと思います」など。

大カテゴリー【書き込みについての反論】(25 カード) は、書き込まれたレスポンスに対する反論である。いずれも母親あるいは父親の味方をするレスポンスであった。小カテゴリーは分類されなかった。カード例：「離婚した父親たちがこわっ。すべての恨みをぶつけるようなレス、正直ぞーっとします。失礼ながらこんな男性なら女性も逃げたくなるだろうな、と」「母親擁護の方は見苦しいですねえ。『(父方の) 親戚は信用材料にならない』といったその舌で『(母方の) 祖父母に聞く』などという自己矛盾になぜ気づかないんでしょうかね？」など。

大カテゴリー【真実を知ることが大切】(18 カード) は、真実を知るために、親戚など第三者に話を聞くことを勧めている。カード例：「納得できるまで多くの方の話を聞くことが、とてもよいことだと思います。

ひとりひとり、持っている意見は違うとは思いますが、それぞれがその方の事実なのだと思います。たくさんの方に話を聞くと真実が見えてきます」「事実の把握のためにできるだけ第三者に近い立場で当時の出来事を話してくれる人を探しましょう」「真実を知る裏技があります。お父さんにトピ主さんを代理人に指定してもらい、家庭裁判所の離婚調停書の謄本をもらってください」など。

IV 考察

今回の一連の書き込みでもっとも注目すべき点は、【父親の味方】と【母親の味方】でレスポンスの51.2%を占めていたことであろう。これに【書き込みについての反論】と【自分語り】の<父親の味方>および<母親の味方>を加えると、実に62.6%のレスポンスがどちらか一方の親の味方に付く対立的な書き込みであった。言い換えると、「片親疎外」についての意見は、対立を生み出しやすいことが明らかになった。ごく一部の人が対立的な意見を書き込んだのではなく、6割以上の方が同居親側あるいは別居親側の立場に分かれて対立的な意見を書き込んだことは、きわめて憂慮すべき事態といえる。このような現状では、離婚時に面会交流と養育費を取り決める過程で、周囲の人々の無責任な煽り発言によって、両親の対立がいたずらに激化してしまう懸念を抱かざるを得ない。この結果は、面会交流を中立の立場で支援する専門家の必要性を強く示唆している。

さらに、今回の分析により、何が対立の中心的な話題になっているのかも明らかになった。今回の対立的なレスポンスの内容を読むと、相手をお互いに直接批判しあう<母親は許せない> vs <父親への批判的疑問>の他に、<父親の養育費に感謝を> vs <育てた母親に感謝を>がひとつの対立軸となっていた。つまり、「支払っている」vs「育てている」という対立の解消に取り組むことが、面会交流の円滑な実施の一助となるかもしれない。この対立を解消するヒントは、【父親と母親の両方大切】の<父親が養育費を支払い、母親が育てた>というレスポンスにあると考えられる。このカテゴリーは、どちらか一方の親の味方に付くのではなく、子どもを育てている母親と養育費を支払っている父親の両方に対して同等に感謝する視点を提示している。こうしたバランスのとれた“感謝の視点”を広く一般に定着させることが求められているのでは

ないだろうか。

ただし、『平成18年度全国母子世帯等調査結果報告』（厚生労働省、2007）によると、平成18年度の養育費の受給状況は19%であり、別居親の約8割が養育費を支払っていない。実は、今回の事例のように別居親が養育費を支払い続けるケースは少ないのである⁴⁾。今後は離婚時に養育費について取り決めることになるので、養育費を支払わない別居親の割合は減少に向かうことが予想される。この機会に養育費の受給状況を確実に改善するため、まずは強制力のある取り決めに標準化することが先決であろう。その際、今回の結果を踏まえて、ただ単に養育費を取り決めるだけでなく、お互いへの“感謝の視点”を教育することが、同居親と別居親の対立を鎮める重要なポイントと考えられる。

アメリカでは「片親疎外」を予防するために、離婚時に簡単な親教育プログラム⁵⁾の受講を義務づけているが、離婚後の共同養育制度が整備されているため、面会交流の実施や養育費の支払いは（親の心の中では渋々であろうと）表面上は比較的円滑に行われている。しかし日本の場合、法改正後も離婚後の単独親権制度を維持していくため、今後も面会交流の実施や養育費の支払いに抵抗感を抱く親はなかなか減らないと思われる。したがって、離婚時の親教育に力を入れて、子どもの健全な成長のために面会交流の実施や養育費の支払いが重要であることを両親にしっかり教育する必要があるだろう。法改正が実現したこの機会に、離婚後の共同子育てに関する親教育の制度を構築することが喫緊の課題といえる。

また、今回の一連の書き込みでは、子どもの立場に立つレスポンスが13.4%に過ぎなかった（【トピ主への応援】と【自分語り】の<トピ主への応援>を合計）。これは同居親側と別居親側の立場が激しく対立する中で、子どもの立場が置き去りになりやすいことがはっきり表れた数字といえる。『児童の権利条約』の理念は「児童の最善の利益」を第一に考えることであるが、そうした考え方がまだ世間に定着していないことが分かる。しかも、子どもの立場に立ったレスポンスといっても、その内容を見ると<ゆっくり考えて><励まし／ねぎらい><自分で判断を>であり、いずれも本人の苦悩を一時的になだめているだけといっても過言ではない。両親や周囲の人が常に子どもの立場を第一に考えて、親子交流を自然に促すことができるように、社会への啓発活動を推進する必要があると思われる。

この点について、【自分語り】の<親の離婚で傷ついた>は、子どもが何に悩み、どんなことで苦しんで

いるかを知る上で参考になる。今回の一連の書き込みでは、親の離婚それ自体ではなく、両親の争いに巻き込まれたことや、離婚後に別居親と交流できなかったこと、親の再婚で実親と縁遠くなったことなどに傷ついていた。こうした子どもの声は面会交流の必要性を訴えていると捉えることができるのではないだろうか。今後、親の離婚を経験した人を対象により詳しく調査を実施して、子どもが親の離婚時の何に傷つくのかを明らかにしていかなければならない。欧米諸国では、無数の離婚研究を通して、離婚後の面会交流の必要性が実証的に確認された経緯がある。日本でも、「片親疎外」が子どもの心理にどのような影響を及ぼすのかについて実証的研究を蓄積し、社会に発信していく必要があるだろう。

註

- 1) 「片親疎外」とは、子どもが片方の親（多くの場合は同居親）の影響を強く受けて、正当な理由なく、もう片方の親（別居親）との交流を拒絶する事態と定義されている(Bernet, 2010)。病的な「片親疎外」は同居親による情緒的虐待とされている(Warshak, 2010；アメリカ司法省, 2011)。
- 2) 民法第766条第1項が次の文言に改正されることになった。「父母が協議上の離婚をするときは、子の監護をすべき者、父又は母と子との面会及びその他の交流、子の監護に要する費用の分担その他の監護について必要な事項は、その協議で定めるものとする。この場合においては、子の利益を最も優先して考慮しなければならないものとする」
- 3) Warshak (2003)によると、「片親疎外」の中核的3要素とは、①別居親に対する一連の誹謗中傷や拒絶（エピソードが単発的ではなく持続的）、②不合理な理由による拒絶（別居親の言動に対する正当な反応といえない疎外）、③同居親の言動に影響された結果としての拒絶、である。この中核的3要素がそろっているとき、「片親疎外」と認定される。トピ主の状況の場合、①一生父親を恨む気持ちを抱き、離婚以降父親と交流していなかった（持続的な拒絶）、②父親は何度も連絡を試み、養育費もきちんと支払っていた（正当な理由のない拒絶）、③母親が父親からの連絡を妨害していた、母親の嘘に騙されて父親を拒絶していた（同居親の影響）。したがって、「片親疎外」事例であると認定できる。
- 4) 日本のひとり親家庭の相対的貧困率58.7%（2004年）は、OECD加盟30カ国中最悪である（厚生労働省, 2009）。この数字は離婚後の共同養育制度を採用していない日本の養育費の受給状況が深く関係していると考えられる。
- 5) アメリカの親教育プログラムでは、「片親疎外」を予防するために、主に①面会交流の重要性、②子どもを第一に考える視点、③元配偶者とのコミュニケーションを学ぶ。

文献

- アメリカ司法省 女性に対する暴力への対策局
USDOJ OVW (2011): ドメスティック・バイオレンスの定義. <http://www.ovw.usdoj.gov/domviolence.htm> (2011.10.31 閲覧)
- Bernet, W. (2010) :Parental Alienation: DSM-5 and ICD-11. Charles C Thomas.
- 外務省 (1994): 『児童の権利条約』.
<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/jido/index.html> (2011.10.31 閲覧)
- 発言小町の書き込み (2011): 「離婚の本当の理由が分かりました…」 <http://komachi.yomiuri.co.jp/t/2011/0222/389000.htm> (2011.10.31 閲覧)
- 法務省 (2011a): 『親子の面会交流を実現するための制度等に関する調査研究報告書』.
http://www.moj.go.jp/MINJI/minji07_00100.html (2011.10.31 閲覧)
- 法務省 (2011b): 『民法等の一部を改正する法律』.
http://www.moj.go.jp/MINJI/minji07_00043.html (2011.10.31 閲覧)
- 厚生労働省 (2007): 『平成18年度全国母子世帯等調査結果報告』
<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/boshisetai06/index.html> (2011.10.31 閲覧)
- 厚生労働省 (2009): 『子どもがいる現役世帯の世帯員の相対的貧困率の公表について』 <http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r98520000002icn.html> (2011.10.31 閲覧)
- N P O 法人 W i n k 編 (2008): 『面接交渉実態調査アンケートとインタビュー 離婚家庭の子どもの気持ち』 日本加除出版.
- Warshak, R. A. (2003): Bringing Sense to Parental Alienation: A Look at the Disputes and the Evidence. *Family Law Quarterly*. 37 (2) . 273-301.
- Warshak, R. A. (2010): *Divorce Poison*. Harper.